

ケーブルプラス電話サービスの 工事及び請求等に関する規約

第1条 適用

本規約は、KDDI株式会社(以下「KDDI」といいます)がケーブルプラス電話サービス契約約款(以下「約款」といいます)に基づいて提供するケーブルプラス電話サービス(以下「電話サービス」といいます)の開始又は終了に必要なケーブルプラス電話接続回線の引込、移設及び撤去に係る工事並びに電話機能付ケーブルモデム及びホームゲートウェイ機器の設置、移設及び撤去に係る工事、その他これら保守に必要な工事のうち、シーシーエヌ株式会社(以下「当社」といいます)が行う工事及び料金の請求等に関して適用されます。

2 電話サービスを契約できる者は、関市旧郡部にお住まいのお客様が当社の光インターネット接続サービスを契約している者に限ります。

第2条 契約の成立

当社は、当社を通じ、電話サービスの申込みがあったときは、KDDIが受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、KDDIを通じ、申込みを承諾しない場合があります。

1	ケーブルプラス電話接続回線を設置し、又は保守する事が技術上困難な場合。
2	申し込みをした者が、電話サービスに係る料金、又は工事に関する費用等の支払いを怠る恐れがある場合。
3	その他当社の業務の遂行上使用がある場合。

第3条 工事の承諾

約款所定のケーブルプラス電話契約者(以下「契約者」といいます)は、約款に基づき当社が当社所定の機器、工法により工事を行い、当社所定の別表1「工事費」を支払うものとします。なお、契約者は、当社が工事を当社指定の業者(以下「当社指定業者」といいます)に行わせることについても併せて承諾するものとします。

2 契約者は、工事に必要があるときは、当社又は当社指定業者が契約者の所有又は占有する敷地、家屋及び構築物等に立ち入ることを承諾するものとします。共同住宅、その他契約者以外の所有又は占有する敷地、家屋及び構築物等に立ち入る必要があるときは、契約者の責任においてその承諾を得いただきます。

3 当社は、引込設備までの維持管理を行うものとし、契約者は宅内設備の維持管理を行うものとします。尚、終端装置の所有権は当社に帰属します。

4 当社は、別途定める「端末設備貸出サービスに関する契約条項」に基づき、約款別記18で定める端末設備を契約者に貸与します。

5 契約の解約、解除の際には、当社が引込設備、終端装置を撤去するものとし、撤去に伴い契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等を要する場合、並びに電話機の他事業者電話回線への接続や電話サービス利用以前の状態に復帰する工事及び手続きは、契約者が行うものとし、その費用は契約者が負担するものとします。また、引込設備、終端装置の撤去に要する別途当社が定める費用は、契約者の負担となります。

第4条 サポート

電話サービスの利用、利用の停止、その他電話サービスに関しては、約款の定めるところによるものとします。

2 電話サービスを利用できないときは、契約者の設備・利用態様に問題がないことを確認のうえ、当社に申告していただき、当社が当社及びKDDIの設備の修理または対応(以下「サポート」といいます)のための手配を行います。当社の工事又はKDDIの責任以外の原因によるときは、当社及びKDDIはサポートの責めを負いません。

3 契約者は、電話サービスの利用環境、容態のほか、申告の時間帯等により、サポートができない場合又はサポートに時間を要する場合があることを承諾していただきます。

第5条 KDDI電話サービスに係る債権の譲渡等

契約者は、約款の規定により支払いを要することとなった電話サービスに係る料金(以下「電話サービス料金」といいます)に係る債権が、KDDIの定めるところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求することを承諾したものとします。また、この場合契約者は、当社及びKDDIが契約者への債権譲渡に関する個別の通知又は承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

第6条 支払い

契約者は、工事代金のほか、KDDIから当社が債権を譲り受けた電話サービス料金を、約款の定めに従い、当社の請求に基づき当社に支払うことを承諾するものとします。

2 契約者が支払期日を経過しても工事代金および電話サービス料金等を支払わないときは、支払済までの間(支払期日経過後に当社本社以外で支払われた場合は当社が支払の事実を確認できるまでの期間を含みます)、約款の定めに従い電話サービスの利用が停止されることがあるほか、支払期日の翌日から支払済まで年14.6%の割合(1年未満の場合は1年を365日とする日割計算とし、1円未満は四捨五入するものとします)による遅延損害金を支払っていただきます。

第7条 ダブル割の適用

当社は、ケーブルプラス電話契約において日割計算が発生しない暦月に「ダブル割」を適用するものとし、下表の区分に従い、当社が請求を行う金額の合計金額から、下表の金額を毎月値引きいたします。

区分	値引き額
ダブル割	191円(税込206円)

第8条 個人情報の取り扱い

契約者の個人情報については、当社が別に定める「個人情報の取り扱いについて」により取り扱うものとします。

第9条 規約の改定

当社は、この規約を予告なく改定することができるものとします。当社は、この規約を改定しようとするときは、当社ホームページに掲載して告知するものとします。

附則 本規約は平成27年2月1日から発効するものとします。

別表1 工事費

区分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
				戸建住宅	集合住宅
利用開始時	当社既加入者	追加工事	1ケーブルプラス電話接続回線毎	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
	当社未加入者	新規工事	1ケーブルプラス電話接続回線毎	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
本サービス解約時	本サービス契約者	撤去工事	1ケーブルプラス電話接続回線毎	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額

端末設備貸出サービスに関する契約条項

第1条 端末設備の貸出

当社は、ケーブルプラス電話契約者(以下「契約者」といいます)に対し、その契約者との間で締結している1のケーブルプラス電話契約につき、1の当社が別途指定する端末設備(種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換及びIPルーティング等の機能を有するものを言います。以下「ホームゲートウェイ機器」といいます)を無償で貸与します。

第2条 ホームゲートウェイ機器の設置及び撤去等

当社は、前項に基づき契約者に貸与するホームゲートウェイ機器を契約者が指定した設置場所(但し、電話サービスの提供を受けられる場所に限りません。)に設置し、その設置した日から契約者に対する当該ホームゲートウェイ機器の貸与が開始されるものとします。

2 契約者は、ホームゲートウェイ機器と契約者の機器とを接続しようとするときは、その接続方法及び設定内容等について当社の指示に従うものとします。

3 ホームゲートウェイ機器と契約者の機器との接続に必要な物品及びホームゲートウェイ機器を使用するにあたり必要となる電源等は、契約者の責任と費用負担で準備するものとします。

4 当社は契約者に対して、貸与開始においてホームゲートウェイ機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、ホームゲートウェイ機器の商品性および契約者の使用目的への適合性については一切担保しません。

第3条 ホームゲートウェイ機器の使用及び保管など

契約者は、ホームゲートウェイ機器を善良なる管理者の注意を持って使用及び保管するものとします。

2 契約者は、ホームゲートウェイ機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し、又は使用させ、ホームゲートウェイ機器を改造若しくは改変し又は契約者が利用契約において指定した当該ホームゲートウェイ機器の設置場所以外の場所に転移してはならないものとします。また、契約者は、電話サービスを利用する目的以外にホームゲートウェイ機器を使用してはならないものとします。

3 契約者は、ホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常なホームゲートウェイ機器(以下「代品」といいます)を提供し、お客様は、故障、毀損等の生じたホームゲートウェイ機器(以下「故障品」といいます)を当社に返却するものとします。

4 前項の規定に拘らず、当社は、契約者の責に帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、契約者に対し、別表2「ホームゲートウェイ機器購入代金相当額」に定める額を請求できるものとします。

第4条 ホームゲートウェイ機器の返還等

契約者は、解約等の理由でホームゲートウェイ機器の返還が必要となった場合は、その旨を速やかに当社へ連絡し、ホームゲートウェイ機器の返還に係る工事の依頼を行うこととします。

2 ホームゲートウェイ機器の返還に係る工事は、当社が特別と認める場合を除き、当社又は当社が指定する業者が行うものとします。

3 解約等の理由で利用契約が解除された場合、契約者は直ちに端末設備を返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は解約費用とは別に、ホームゲートウェイ機器購入代金相当額を請求できるものとします。

第5条 責任の範囲

当社及びKDDI株式会社(以下「当社等」といいます)は、当社等の責めに帰すべき事由に基づくホームゲートウェイ機器の故障、滅失又は毀損等により契約者が損害を被った場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。但し、当社等に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

2 当社等は、端末設備の修理等にあたって当社等の責めに帰すべき事由により契約者の機器その他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。但し、当社等に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

3 前二項の場合において、当社等は、当社等の責めに帰すべからざる事由により契約者が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。

4 当社等は、契約者の責めに帰すべからざる事由によりホームゲートウェイ機器を全く使用することができない状態(ホームゲートウェイ機器を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社等が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限りません。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。但し、当社等の故意又は重大な過失により、ホームゲートウェイ機器を全く利用できない状態が生じたときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを有しないものとします。

別表2 ホームゲートウェイ機器購入代金相当額

ホームゲートウェイ機器購入代金相当額	税抜額 25,000円 (税込27,000円)
--------------------	-------------------------